

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和5年3月7日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 上磯郡知内町字小谷石607の1地先（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び知内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第125号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月7日

北海道知事 鈴木直道

1 河川の名称 一級河川十勝川水系売買川

2 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年3月7日

3 廃川敷地等の位置 （左岸）帯広市別府町南十八線西26番5地先から同26番1地先まで及び同28番1地先から帯広市別府町零号29番3地先まで

（右岸）帯広市豊西町西五線1番6地先から同4番5地先まで、同4番6地先から同6番2地先まで及び同6番2

目次

ページ

規則

○北海道公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………（循環型社会推進課） 18

告示

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 18

○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（維持管理防災課） 18

○河川区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課） 19

○河川予定地の指定の一部改正……………（維持管理防災課） 19

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課） 19

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 19

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正…………… 19

規

則

北海道公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第7号

北海道公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

北海道公害防止条例施行規則（昭和47年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。

第9条中「中欄」を「左欄」に改める。

別表第4の1の部(5)の項中「30重量トン」を「294キロニュートン」に改め、同表の2の部中「空気圧縮機」の次に「（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除く。）」を加える。

別表第5の2の項中「圧縮機」の次に「（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして知事が指定するものを除く。）」を加える。

附 則

令和5年（2023年）3月7日（火曜日）

北 海 道 公 報

第387号 18

地先から6番7地先まで 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 44,217.68㎡ 北海道告示第126号 昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 令和5年3月7日 北海道知事 鈴木直道 表の1一級河川売買川の項図面の欄中「第6号図の1」を「第6号図の4」に、「第6号図の3」を「第6号図の5」に改める。 北海道告示第127号 昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 令和5年3月7日 北海道知事 鈴木直道 表の1一級河川売買川の項図面の欄中「第6号図の1」を「第6号図の4」に、「第6号図の3」を「第6号図の5」に改める。 北海道告示第128号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、一般社団法人札幌市食品衛生協会の事項の改正については、令和5年3月15日から、鵒川漁業協同組合の事項の改正については、同月31日から施行する。 令和5年3月7日 北海道知事 鈴木直道 2 売りさばき人の項留萌信用金庫の事項中「同 鬼鹿支店」を削り、同項一「札幌市食品衛生協会第一支所 般社団法人札幌市食品衛生協会の事項中 同 第二支所 を削り、同項中鵒 同 第三支所」 川漁業協同組合の事項を削る。	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年3月7日 北海道教育庁上川教育局長 岸 本 亮 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 複写機及びその附属品の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1台1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定枚数 18台及び1台1月当たり14,595枚 2 落札を決定した日 令和5年2月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社栄進堂 (2) 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号 4 落札金額 (1) 基本料金（1台1月当たり） 7,000円 (2) 複写料金（1枚当たり） 0円70銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年1月31日付け北海道教育庁上川教育局告示第5号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号
道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁上川教育局告示第33号	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第163号 昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。 令和5年3月7日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 別表札幌方面厚別警察署の部北広島の項中「、共栄」の次に「、Fビレッジ」を加え、同表札幌方面芦別警察署の部上芦別の項所管区の欄を次のように改める。

同 上芦別町、野花南町、滝里町及
び泉

別表札幌方面芦別警察署の部野花南の項を削り、同表札幌方面倶知安警察署の部駅前
の項中「南11条東の1丁目」の次に「、ニセコひらふ」を加え、同表旭川方面旭川中央警察署
の部東鷹栖の項中「末広東2条13丁目」の次に「、物流団地」を加え、「東鷹栖4線10号」を
「東鷹栖4線11号」に改め、同表旭川方面旭川東警察署の部愛別の項中「（字愛山及び字中
央を除く。）」を削り、同部愛山の項を削る。
